平成２５年度公共事業の評価に関する意見書

平成２６年　２月　３日

京都市公共事業評価委員会

平成２６年　２月　３日

京都市長　門川　大作　様

京都市公共事業評価委員会

委員長　小林　潔司

平成２５年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は，京都市が実施する公共事業の評価について，客観性及び透明性を確保するため，意見を述べる第三者機関として，平成１０年１２月２５日に設置された。本委員会は，平成１０年度から２４年度までの間に１６３事業に対して審議を行い，意見を述べた。本年度は，平成２６年１月２０日までに，再評価の対象となった８事業と事後評価の対象となった５事業について，４回の審議を行った。審議の結果，本委員会の意見を，下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後，京都市においては，本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに，公共事業の推進に当たっては，関係者の合意形成及び効率性並びに実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めるものである。

記

１　本委員会における審議経過

本年度は，別紙１の８事業が再評価の対象となり，また，別紙２の５事業が事後評価の対象となった。

再評価の対象となった８事業のうち７事業については，平成２０年度に再評価を行い，本委員会において「事業継続」は妥当であると判断した事業であるが，再評価実施後５年間を経過した本年度も，まだ継続中であることから再々評価を行った。

残る１事業については，事業採択後５年間を経過しているが，未着工であることから再評価を行った。

事後評価の対象となった５事業については，再評価を実施した事業で，平成１８年度に完了した１事業，平成２０年度に完了した２事業，平成２１年度に完了した

１事業，平成２４年度に完了した１事業について，事後評価を行った。

本委員会は，京都市から各事業の内容と対応方針（案）の説明を受け，その妥当性について詳細に審議を行い，その結果を取りまとめた。

なお，平成２０年度から平成２３年度までに再評価を行い，現在も継続中である別紙３の２９事業について，平成２４年度までの実績等の報告を受け，そのうち進ちょく率が９０％を上回る事業や近々，完成が見込まれる事業などを除いた１３事業について抽出を行い，事業進ちょくの確認を行った。

２　全体についての意見

再評価の対象となった８事業については，京都市の対応方針（案）に基づき，事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も，市民生活の向上や安全性の確保の上から，早期の完成が望まれる。

次に，事後評価の対象となった５事業については，事業効果が発現し，目的が達成されていることから，京都市の対応方針（案）が妥当であると判断した。

３　個別事業に対する意見

＜再評価＞

（１）街路事業　京阪本線淀駅付近立体交差化事業

本事業は，踏切の遮断が周辺地域の円滑な交通の妨げとなっている京阪本線淀駅付近において，鉄道を高架化し踏切を除却することで，交通渋滞の緩和と安全性の確保を図るとともに，側道を整備することにより，周辺地域への環境影響の緩和及び生活道路として利便性の向上を図るものである。

事業の進ちょく率は９３．３%に達し，最終段階を迎えている。平成２５年度の完了に向け，事業が順調に進ちょくしていることから，「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（２）道路事業　宮前橋改築

本事業は，国土交通省が一級河川桂川の大下津地区で実施している引堤事業により，延伸が必要となる宮前橋について，耐震性能向上及び歩道拡幅等の改築を併せて実施するものである。

京都市の財政状況等から着工が遅れているが，宮前橋は都市防災上の重要な橋

りょうであり，国土交通省が実施している引堤事業と調整して，事業を進めて行く必要があることから，「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（３）河川事業　白川

本事業は，白川本川を改修するとともに，地下分水路を整備することで，流域の治水安全度の向上を図るものである。

京都市の財政状況から，本事業に予算を配分することができず，事業が長期化しているが，白川が氾濫した場合，岡崎周辺の文教地区や重要な公共施設を含む広範囲に浸水被害をもたらす恐れがあることから，「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（４）河川事業　西羽束師川支川

本事業は，近年の急速な市街化の進行により，流域の雨水流出量が増加傾向にある西羽束師川支川を改修し，流域の治水安全度の向上を図るものである。

前回の再評価以降，護岸改修工事及び用地買収が継続的に実施され，事業が進ちょくしている。本河川の上流部では，豪雨時に河川の溢水による浸水被害が発生しており，本事業に対する地元の期待も大きいことから，「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（５）土地区画整理事業　伏見西部第三地区

本事業は，南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部において，隣接する土地区画整理事業地区と一体的に，油小路通をはじめとする都市計画道路や水路，公園等の公共施設の整備改善を図ることにより，健全なまちづくりを行うものである。

油小路通等の都市計画道路はすべて完成し，仮換地指定率が９６．９％，道路整備延長率が８９．２％に達する等，事業は最終段階を迎えている。地権者からも事業の早期完了を強く求められていることから，「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（６）土地区画整理事業　伏見西部第四地区

本事業は，南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部において，隣接する土地区画整理事業地区と一体的に，外環状線をはじめとする都市計画道路や水路，公園等の公共施設の整備改善を図ることにより，健全なまちづくりを行うものである。

前回の再評価後，事業の長期化の要因となっていた京都八幡線より西側区域の多くの移転物件を削減する等の早期完了に向けた事業計画変更が行われ，事業進ちょくが見込める状況である。今後，横大路小学校をはじめとする文教施設の早期移転に向けて，事業進ちょくを図る必要があることから，「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（７）住宅地区改良事業　崇仁北部第三地区

（８）住宅地区改良事業　崇仁北部第四地区

両事業は，不良住宅を除却し，改良住宅を建設するとともに，道路及び公園等の公共施設を整備することにより，住環境の改善を図るものである。

崇仁北部第三地区については，不良住宅が密集する状況がほぼ解消され，改良住宅の建設も完了しており，事業は最終段階を迎えている。

崇仁北部第四地区については，不良住宅が多数残されているものの，平成２７年の秋に竣工を予定している改良住宅への入居，及び土地区画整理事業との合併施行により，事業の進ちょくが見込めることから，「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

＜事後評価＞

（１）街路事業　Ⅰ・Ⅲ・１８十条通

本事業は，市域の東西を結ぶ幹線道路として，また，京都高速道路へのアクセス道路として重要な路線である十条通について，河原町通から師団街道までの間を整備することにより，道路交通の円滑化と地域の活性化を図るものである。

本事業によって，４車線道路及び歩道が整備され，安全で円滑な道路交通が確保されるとともに，京都高速道路への円滑なアクセスが確保される等，道路整備による効果が発現されていることから，「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（２）街路事業　Ⅰ・Ⅲ・２５鴨川東岸線（第一工区）

本事業は，市域の南北を結ぶ幹線道路として，また，京都高速道路へのアクセス道路として重要な路線である鴨川東岸線について，松風橋（しょうふうばし）から十条通までの間を整備することにより，道路交通の円滑化と地域の活性化を図るものである。

本事業によって，４車線道路及び歩道が整備され，安全で円滑な道路交通が確保されるとともに，京都高速道路への円滑なアクセスが確保される等，道路整備による効果が発現されていることから，「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（３）都市公園事業　桂川緑地久我橋東詰公園整備

本事業は，桂川左岸河川敷の名神高速道路付近から鴨川合流付近において，市内に不足している身近に運動できる公園として，芝生広場や球技場を整備するものである。

本事業によって，運動施設が整備され，市民の健康づくりに寄与するとともに，大規模災害時に役立つオープンスペースが確保される等，公園整備による効果が発現されていることから，「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（４）土地区画整理事業　二条駅地区

本事業は，都市計画道路や二条駅交通広場等の公共施設を整備することにより，健全な市街地の形成を図るとともに，ＪＲ山陰本線の立体交差化事業により，廃止された二条駅の広大な貨物ヤード跡地を活用した高度な都市機能を有する新たな都市拠点の形成を図るものである。

本事業によって，道路，公園等の公共施設が計画的に整備され，宅地についても道路に接して再配置された結果，良好な市街地環境が形成されており，土地区画整理事業による効果が発現されていることから，「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（５）廃棄物処理施設整備事業　北部クリーンセンター建替え整備事業

本事業は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物処理計画に基づき，耐用年数を迎えた北部クリーンセンターを建替えるものである。

本事業によって，自然エネルギーやごみ焼却余熱が積極的に利用され，温室効果ガスが削減されるとともに，同計画における市内３工場体制での十分なごみ処理能力が発現されていることから，「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（別紙１）

平 成 ２ ５ 年 度　再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
②事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については５年間）を経過した時点で継続中の事業
③再評価の実施後５年間を経過した時点で継続中の事業
④事業休止している事業の内，事業再開又は事業中止しようとする事業
⑤社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事　業　名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	事業進捗率※	審議結果
街路事業	１	京阪本線淀駅付近立体交差化事業	延長 L=2,020m	H11	③	15	93.3	「事業継続」は妥当である。
道路事業	２	宮前橋改築	延長 L=640m 幅員 W=15.0～18.5m	H21	①	5	1.3	「事業継続」は妥当である。
河川事業	３	白川	延長 L=4,920m 幅員 W=5.00～12.25m	S61	③	28	71.8	「事業継続」は妥当である。
	４	西羽束師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61	③	28	55.3	「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	５	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	30	82.4	「事業継続」は妥当である。
	６	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	27	39.3	「事業継続」は妥当である。
住宅地区改良事業	７	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	31	83.4	「事業継続」は妥当である。
	８	崇仁北部第四地区	面積 A=6.80ha	S60	③	29	70.3	「事業継続」は妥当である。

※ 事業進捗率は平成 24 年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

（別紙２）

平成２５年度　事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

①新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内，事業完了後５年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては，事業完了後７年以内）の事業
②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	審議結果
街路事業	１	Ⅰ・Ⅲ・１８十条通	延長 L=283m 幅員 W=22～30m	S63	①	H20	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
	２	Ⅰ・Ⅲ・２５鴨川東岸線（第一工区）	延長 L=312m 幅員 W=22.5～39.0m	H5	①	H21	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
都市公園事業	３	久我橋東詰公園整備事業	面積 A=13.1ha	H8	①	H20	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
土地区画整理事業	４	二条駅地区	面積 A=13.2ha	S63	①	H24	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
廃棄物処理施設整備事業	５	北部クリーンセンター建替え整備事業	面積 A=9.5ha	H13	①	H18	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。

（別紙３）

平成２５年度　フォローアップ対象事業一覧表

再評価実施年度	種別	番号	事業名	備考
平成23年度	街路事業	1	西小路通	
		2	Ⅰ・Ⅲ・25鴨川東岸線（第二工区）	抽出※
	道路事業	3	一般国道162号（栗尾バイパス）	
		4	城南宮道	抽出※
	河川事業	5	七瀬川	
	住宅地区改良事業	6	三条鴨東地区	抽出※
平成22年度	街路事業	1	深草疏水通	
		2	山陰街道	
		3	向日町上鳥羽線（第二工区）	
	道路事業	4	小川通（小川工区）	
	土地区画整理事業	6	上鳥羽南部地区	
		8	伏見西部第五地区	抽出※
平成21年度	街路事業	1	向日町上鳥羽線（第一工区）	
	道路事業	5	一般国道162号（川東拡幅）	
		6	一般国道477号（大布施拡幅）	
		7	（主）大山崎大枝線（沓掛工区）	
	河川事業	8	旧安祥寺川	抽出※
		9	新川	抽出※
	土地区画整理事業	１０	洛北第二地区	
平成20年度	土地区画整理事業	6	二条駅地区	
	廃棄物処理施設整備事業	9	焼却灰溶融施設整備事業	
	下水道事業	１１	下水高度処理施設整備事業 鳥羽処理区	抽出※
		１２	下水高度処理施設整備事業 吉祥院処理区	抽出※
		１３	下水高度処理施設整備事業 伏見処理区	抽出※

平成 20 年度	下　水　道　事　業	１４	下水高度処理施設整備事業 山科処理区	抽出※
		１５	浸水対策事業 新川排水区	抽出※
		１６	浸水対策事業 西羽束師川第２排水区	抽出※
		１７	下水道改善対策事業 東山地域合流式	
		１８	下水道改善対策事業 伏見大手筋地域合流式	抽出※

※抽出とはフォローアップ対象事業のうち，第１回京都市公共事業評価委員会で報告した事業を示す。

参　考　資　料

１　京都市公共事業評価委員会委員名簿

２　京都市公共事業評価委員会審議日程

１　京都市公共事業評価委員会委員名簿

（敬称略，五十音順）

副委員長	荒川　朱美	京都造形芸術大学教授
	大山　　理	大阪工業大学工学部准教授
	葛城　万寿子	京都商工会議所女性会副会長
	川浦　昭彦	同志社大学大学院教授
	桑原　　毅	京都新聞社論説委員
委 員 長	小林　潔司	京都大学経営管理大学院教授
	佐伯　久子	京都市地域女性連合会副会長
	徳久　恭子	立命館大学法学部准教授

２　京都市公共事業評価委員会審議日程

区　分	開 催 年 月 日	内　　容
第 1 回	平成 25 年 7 月 23 日	・平成 25 年度フォローアップ対象事業の報告聴取
第 2 回	平成 25 年 8 月 21 日	・平成 25 年度再評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の審議
第 3 回	平成 25 年 12 月 10 日	・平成 25 年度事後評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の審議
第 4 回	平成 26 年 1 月 20 日	・平成 25 年度公共事業の評価に関する 意見書の取りまとめ